

記者発表資料

宮崎海岸で海岸協力団体を募集します

～ 自発的な海岸の維持、環境の保全等に関する活動を支援 ～

国土交通省 宮崎河川国道事務所では、宮崎県内で初めての海岸協力団体の公募を行います。
この制度は、海岸管理者のパートナーとして、民間の法人・団体の皆様に海岸環境の維持等、幅広い自発的な活動を行っていただき、海岸管理者がその活動を支援するものです。

◎平成29年度「海岸協力団体」募集概要

- ・ 概 要 : 平成26年度6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体指定制度が創設されました。
海岸協力団体とは、海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
また、海岸協力団体の指定により、海岸管理者のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。
- ・ 募集対象区間 : 宮崎海岸（直轄施行区域）
- ・ 主 な 活 動 例 : 海岸管理者に協力して行う海岸工事・海岸の維持
海岸の管理に関する情報・資料の収集・提供
海岸管理に関する調査研究
海岸の管理に関する知識の普及及び啓発 等
- ・ 募 集 期 間 : 平成29年10月30日（月）～平成29年12月27日（水）
- ・ 申 請 方 法 : 「募集要項」に定める申請書類の提出（持参又は郵送）
※募集期間内必着

※「募集要項」その他公募の詳細については下記の事務所ホームページでご確認下さい。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/information/20171024.html>

※「募集要項」その他書類は当事務所岸課でも配布しておりますので窓口までお問い合わせ下さい。

宮崎河川国道事務所 海岸課（0985-24-8432）

発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ・宮崎市政記者クラブ

〈 問い合わせ先 〉

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

TEL 0985-24-8221（代表）

TEL 0985-24-8432（海岸課直通）

技術副所長

飯田 茂幸（イイダ シゲユキ）

海岸課長

岡村 雄一（オカムラ ユウイチ）

宮崎海岸の「海岸協力団体」を募集します！

海岸協力団体とは？

- ❑ 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- ❑ 海岸協力団体の指定により、海岸管理者のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者（都道府県等）

申請

指定

法人または団体（NPO等）

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

募集範囲

宮崎海岸の直轄施行区域

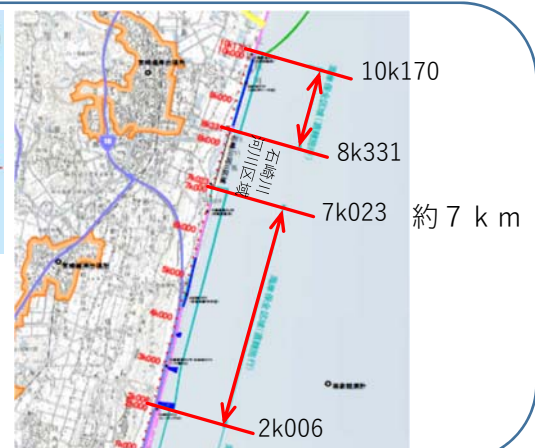
- ・ 宮崎海岸（約 7 k m）

2 k 0 0 6 ~ 7 k 0 2 3

8 k 3 3 1 ~ 1 0 k 1 7 0

宮崎市山崎町地先から

宮崎市佐土原町下田島地先まで



「海岸協力団体」に指定されると？

- ❑ 海岸協力団体という法律上位置付けられた団体として指定されることで、社会的信用が向上し、円滑な活動の推進が期待されます。
- ❑ 海岸協力団体がその活動を行うにあたり、占用許可等、海岸管理者の許可が必要な場合に、海岸管理者との協議で足りることとなり、手続きが簡素化されます。
- ❑ 国や海岸管理者から、活動を行うにあたり必要な情報提供や助言等を受けることができるようになります。

申請にあたっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

申請時に必要な書類と入手方法について

海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、以下に掲げる書類を添えて、宮崎河川国道事務所海岸課までご提出下さい。

申請書の様式は、宮崎河川国道事務所のホームページ（海岸）からダウンロードしていただくか、海岸課へお問合せください。

宮崎河川国道事務所ホームページ（海岸）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/information/20171024.html>

申請書の表紙

→（様式第1号）にご記入ください。

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数に記載されているもの

→規約や会員名簿等のコピーを提出してください。

イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書

→（様式－活動実績）にご記入ください。あわせて、活動実績がわかる資料を添付してください。

ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書

→（様式－活動計画）にご記入ください。

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書

→直近の監査報告書又は収支計算書のコピーを提出してください。

オ 申請時点において、法人等の設立後5年以上が経過していることを証明する資料

→証明する資料のコピーを提出して下さい。

カ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限りです）

→該当する場合は証明書のコピーを提出してください。

キ 申請資格⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類

→（様式－誓約書）にご記入ください。

ク その他、海岸管理者が必要と認める書類

→詳細は募集要項をご参照ください

申請にあたっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

海岸協力団体募集要項

1 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 具体的な活動内容

海岸法第 23 条の 4 のうち、具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 海岸管理者（国土交通大臣が工事を施工する区域は、国土交通大臣。以下、同じ。）に協力して行う海岸保全施設等の工事又は維持
 - ・ 海岸（堤防含む）の清掃、植栽 等
 - ・ 海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持 等
- ② 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・ 海岸保全施設の安全利用点検 等
 - ・ 不法行為の監視、海岸利用状況の把握 等
 - ・ 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供 等
- ③ 海岸保全区域の管理に関する調査研究
 - ・ 希少動植物調査 等
 - ・ 海岸保全区域の管理に関する調査研究 等
- ④ 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・ 海岸の安全利用講習、環境教育 等
 - ・ 海岸の管理に関する知識の普及及び啓発 等
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務
 - ・ 上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知 等

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、直轄施行区域とします。

宮崎海岸（L=約 7 km）

- ・ 宮崎市山崎町地先から宮崎市佐土原町下田島地先まで

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和 31 年農林・運輸・建設省令第 1 号）第 7 条の 3 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。また、直近おおむね 5 年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていることが必要です（7（2）審査基準参照）。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

（1）海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね 5 年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格⑤⑥⑦⑧⑨⑩の要件を満たすことを証する書類
- キ その他、海岸管理者が必要と認める書類

（2）申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成29年10月30日（月）から平成29年12月27日（金）まで

6 提出先

以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前10時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒880-8523

宮崎県宮崎市大工2丁目39番地

国土交通省 宮崎河川国道事務所 海岸課

TEL 0985（24）8432（直通）

7 審査方法

（1）審査方法

海岸協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

（2）審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）継続性：直近おおむね5年間にわたり海岸管理に資する活動を継続的に行っていること。

（イ）公共性：上記の活動が、海岸管理者又は法第6条第2項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）第7条第3項、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第13条第3項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第48条第3項の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣若しくは主務大臣の権限の委任を受けた地方支分部局の長（以下「海岸管理者等」という。）（当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあっては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。）から後援された活動、海岸管理者と共同で実施した活動その他の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であること。

（ウ）活動姿勢：直近おおむね5年間において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

（イ）貢献度：海岸管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等。）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

申請を行った法人等から事務局がヒアリングを実施します。

8 結果の通知

- (1) 海岸協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに（年 1 回以上）応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。
- (6) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、海岸管理者から、海岸法第 23 条の 5 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

10 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 海岸管理者が海岸協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 海岸協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

〒 8 8 0 - 8 5 2 3

宮崎県宮崎市大工 2 丁目 3 9 番地

国土交通省 宮崎河川国道事務所 海岸課

TEL 0 9 8 5 (2 4) 8 4 3 2 (直通)

海岸協力団体公募箇所 位置図



海岸協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

九州地方整備局長 殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

⑩

海岸協力団体の指定を受けたいので、海岸法第 23 条の3第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 活動実績報告書 (様式－活動実績)
- 3 活動実施計画書 (様式－活動計画)
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。)
- 6 募集要項3. 申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- 7 募集要項3. 申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約できる書類
- 8 その他、海岸管理者が必要と認める書類

直近おおむね5年間の活動実績報告書

1. 提出日

・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

・次のいずれかに○印を付して、() 内に i) から iii) の内容

i) 具体的な活動内容

ii) 協力関係があった海岸管理者等の名称

iii) 活動が行われた海岸の区域

を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・「 」内に、おおよその活動の区間を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 海岸管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①植栽、海岸の清掃等、海岸管理者に協力して行う工事又は海岸保全施設の維持

(_____)

「平成／昭和 ____ 年 ____ 月から提出日まで」

「場所 : (国管理区間)」

②不法行為の監視、海岸の利用状況の把握等、海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「平成／昭和 ____ 年 ____ 月から提出日まで」

「場所 : (国管理区間)」

→次のページへ続く

③外来種又は希少種の調査等、海岸の管理に関する調査研究

(_____)

「平成／昭和 ____ 年 ____ 月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

④海岸の安全利用講習、環境学習等、海岸の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

「平成／昭和 ____ 年 ____ 月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

「平成／昭和 ____ 年 ____ 月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・ 次のいずれかに○印を付して、() 内に i) から iii) の内容

i) 具体的な活動内容

ii) 協力関係があった海岸管理者等の名称

iii) 活動が行われた海岸の区域

を記載してください (複数ある場合は複数可)。

- ・ また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例：海岸管理者等主催のクリーンアップ等海岸清掃、水生生物調査等の環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ・ ④を記載する場合は、①～③には該当しない海岸管理者等との協力関係について記載下さい。(例：申請者の実施している環境学習会等に講師として海岸管理者が毎年参加している。継続的に海岸管理者が整備した施設の管理に協力している。等)

①当該実績が、海岸管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

→次のページへ続く

②当該実績に海岸管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。
(_____)

③当該実績に関して、海岸管理者から協力に関する表彰実績がある。
(_____)

④上記①②③に準じた海岸管理者が認める活動実績がある。
(_____)

以 上

指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①活動時期、スケジュール

※海岸協力団体の活動時期やスケジュールを文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・区域と配置人員

※海岸協力団体の具体的な活動内容・区域とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※海岸協力団体の活動の目標、注意事項について、過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度（活動方針、協力姿勢）

①活動方針

※海岸協力団体として行う活動の活動方針を記載願います。

※海岸管理への貢献について記載願います。

②海岸管理への協力姿勢

※実施に当たり海岸管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性（地域への配慮等、地域と連携）

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮について、現在の状況、今後の計画を記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

以 上

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

(申請者)

法人等の名称

代表者氏名

㊟

海岸協力団体の申請資格に係る誓約書

海岸協力団体の申請資格について、下記事項に該当していることを誓約します。

- 1) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 3) 直近1年間の税を滞納していないこと。また、偽りその他不正の行為により過去7年間に税に関する更正決定等が無いこと。
- 4) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- 5) 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないこと。